

## 窪田製薬ホールディングス株式会社 監査委員会規程

### (目的)

第 1 条 当会社の監査委員会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、本規程に定めるところによる。

### (構成)

第 2 条 監査委員会は、取締役会において選定された取締役（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 監査委員会は、委員 3 名以上をもって構成する。

3 委員は、当会社若しくは当会社の子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼務してはならず、その過半数は社外取締役でなければならない。

4 監査委員会の委員長は、取締役会において選定する。

### (開催)

第 3 条 監査委員会は、3 ヶ月に 1 回以上開催する。ただし、必要があるときは、随時開催する。

2 監査委員会は、本店において開催する。ただし、必要があるときは、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

### (招集権者)

第 4 条 監査委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

### (招集及び通知期間の短縮)

第 5 条 監査委員会の招集通知は、日時、場所及び議題を掲げ、会日の 3 日前までに各委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### (通知の省略)

第 6 条 委員の全員の同意があるときは、前条に定める招集の手続を経ないで監査委員会を開催することができる。

### (議長)

第 7 条 監査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、監査委員会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の委員が議長になる。

### (決議方法等)

第 8 条 監査委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

- 2 監査委員会の決議事項につき特別の利害関係を有する者は、当該決議事項については、議決に加わることができない。この場合、その委員の数は、前項の委員の数に算入しない。

#### (決議事項)

第 9 条 監査委員会は、法令、定款又は本規程に別途定める事項のほか、次に掲げる事項を決議する。

- 一 監査の方針、監査計画及び監査の方法
- 二 委員の職務分担に関する事項
- 三 監査報告の作成に関する事項
- 四 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 五 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- 六 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合の同意
- 七 第 12 条第 1 項に定める取締役会への報告を行う委員の選定
- 八 第 13 条第 1 項に定める権限を行使する委員の選定
- 九 監査費用の予算の策定
- 十 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査委員会の意見表明
- 十一 監査基準を含む監査委員会の職務の執行のために必要な基本方針、規程及び細則等の制定及び改廃（取締役会決議事項を除く。）
- 十二 その他監査委員会の職務執行に関する事項で、監査委員会が必要と認めた事項

#### (委員の同意に関する協議)

第 10 条 監査委員の全員の同意を要する次の事項に係る各委員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。

- 一 会社法第 340 条による会計監査人及び一時会計監査人の職務を行うべき者の解任
- 二 取締役及び執行役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
- 三 取締役会決議によって取締役及び執行役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
- 四 会社法第 427 条第 3 項に規定する取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
- 五 責任追及等の訴えに係る訴訟において、当会社が、その取締役（委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者、その他会社法第 849 条第 3 項に定める者の側へ補助参加すること

#### (監査委員会への報告等)

第 11 条 委員は、次の事項を認めた場合には、監査委員会に遅滞なく報告しなければならない。

- 一 取締役又は執行役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあること
  - 二 当会社に著しい損害を及ぼすおそれのあること
  - 三 法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があること
- 2 委員は、自らの職務の執行状況について、監査委員会に随時報告するとともに、監査委員会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
  - 3 取締役、執行役、使用人又は会計監査人その他の者から報告を受けた委員は、必要に応じて監査委員会に報告する。
  - 4 監査委員会は、必要に応じ、当社の取締役、執行役及び会計監査人、外部専門家その他委員以外の者を監査委員会に出席させ、その報告、説明又は意見を求めることができる。
  - 5 当社の取締役、執行役、使用人及び会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

#### (取締役会への報告)

- 第12条 監査委員会が選定する委員は、監査委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。
- 2 前項のほか、委員は、取締役又は執行役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

#### (委員の権限の行使等)

- 第13条 監査委員会が選定する委員は、以下の各号に定める事項を行う権限を有する。
- 一 他の取締役、執行役及び使用人に対するその職務の執行に関する事項の報告の請求
  - 二 当社の業務及び財産の状況の調査
  - 三 監査委員会の職務を行うため必要があるときにおける子会社に対する事業の報告の請求又は子会社の業務及び財産の状況の調査
  - 四 取締役会の招集
  - 五 監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
  - 六 監査委員会の職務を行うため必要があるときにおける会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
  - 七 当社と取締役又は執行役との間の訴えに係る訴訟の代表（委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
  - 八 監査委員会が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類の取締役又は執行役からの受領及び他の監査委員に対する送付
  - 九 事業報告及びその附属明細書に関する監査委員会の監査報告の内容につき、その通知を受ける者として定められた取締役又は執行役（以下「特定取締役」という。）に対する通知
  - 十 会計監査人からの会計監査報告の内容の通知の受領及び他の監査委員に対する送付

十一 特定取締役及び会計監査人に対する計算関係書類に関する監査委員会の監査報告の内容の通知

十二 その他監査に関する権限のうち監査委員会が必要と認める権限

2 前項の権限を有する委員は、前項各号の権限の行使についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

#### (議事録)

第14条 監査委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した委員は、これに記名押印し、又は電子署名を行う。

#### (規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

#### 附 則

#### (施行期日)

第16条 本規程は、平成28年12月2日から実施する。

平成28年12月2日作成